回覧												

STOP！
たき火・あぜ焼きの拡大火災！

過去3年間のたき火・あぜ焼きが原因の火災件数

消防本部名	令和４年	令和５年	令和６年
福知山	**16件**	**14件**	**16件**
舞鶴	7件	3件	2件
綾部	3件	5件	3件
宮津与謝	3件	2件	2件
京丹後	1件	2件	1件

※京都府北部各消防本部発表の「火災・救急・救助統計」を基に算出しています。

福知山市で発生した、たき火・あぜ焼きが原因の
火災件数は、他市を大きく上回っています！！

全国的に山火事が多発しており、甚大な被害となっています。

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多くなります。福知山市でも「枯草の焼却」や「たき火」、「火入れ」などの火が風にあおられ、山火事を起こしたり、家屋に燃え移るなどの被害も発生しています。

また、死傷者が発生するような重大な火災も発生しています。

風の強い日に、たき火・あぜ焼きなどは、絶対に行わないでください。

警告

「ごみの野焼き（野外焼却）」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１６条の２」により原則禁止（例外※を除く）されています。違反すると「５年以下の懲役、もしくは１，０００万円以下（法人は３億円以下）の罰金またはその両方」が科せられます。絶対にしないでください。

ごみは、指定ごみ袋（家庭から出るごみに限る）に入れてごみステーションに出すか、分別して直接環境パークに持ち込んで処分（有料）してください。

※一部例外：災害の予防・応急対策または復旧のために必要な焼却、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うための焼却、農業・林業・漁業を営むためのやむを得ない焼却、たき火その他日常生活を営む上通常行われる焼却であって機微なもの

【お問い合わせ】
福知山市生活環境課　TEL　２２－１８２７

一部例外の焼却であっても、「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為」は、前日までに「目的、日時、責任者、内容等」について最寄りの消防署へ届出（口頭及びその他の文章でも受付可能）してください。

福知山消防署予防課（℡23－5119）　福知山消防署東分署（℡27－0119）　福知山消防署北分署（℡33－0119）

上記の届出によりごみの野焼き（野外焼却）が合法化されるものではありません。本届出は消防機関が把握していなければ、市民が火災と誤認することによって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれを避けるため、行為者に届出義務を規定したものです。

【お問い合わせ】
福知山消防署予防課　TEL　２３－５１１９

火災から大切な生命、身体、財産を守るため、火災の発生しない環境づくりにご協力をお願いします。